

移動支援 契 約 書

当事業所は障害者総合支援法に基づく指定を受けています。

<京都市移動支援指定 第 2669941136号>

当事業所は京都市移動支援事業に基づく指定を受けています。

株式会社陽なた

事業所名 ピース大阪

住所 大阪府吹田市岸部北2丁目16-11
マンションコメット214

TEL 050-8894-4628

FAX 080-8894-4627

移動支援

利用契約書

（以下「利用者」という。）と株式会社陽なた（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される移動支援サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく移動支援サービスを適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の障害区分認定有効期間終了日までとします。ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が障害区分の変更の認定を受け、障害区分認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の障害区分認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の30日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の障害区分認定有効期間の満了日までとします。

（移動支援計画及び契約支給量）

第3条

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護等サービスの支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、利用者の移動支援計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも移動支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 事業者は、前項の移動支援計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとしします。

(サービス内容)

第4条 事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護等従業者（以下、「ヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談及び助言などのうちから前条に定める移動支援計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

(ヘルパー)

第5条 前条の「ヘルパー」とは、看護師、准看護師、介護福祉士の有資格者、介護職員基礎研修、介護職員実務者研修あるいはホームヘルパー養成研修1級課程または2級課程を修了した者、介護職員初任者研修課程を修了した者とします。

(サービスの記録)

第6条

- 1 事業者は、利用者に対する移動支援サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、あるいはその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、当日のサービス終了時に、サービス提供記録簿にその日のサービス内容を記録し、利用者またはその家族等からの確認を受けます。

(利用者負担額及び実費負担額)

第7条

- 1 利用者は、居宅介護等サービスの対価として、重要事項説明書記載の利用単位数をもとに算出されたサービス利用料から介護給付費を差し引いた差額(自己負担分)を事業者に支払います。
- 2 第4条に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づく料金を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、料金を1か月毎に精算し、利用者に対し請求書を発行するものとし、利用者はこれを翌月25日までに預金口座振替または金融機関振込または現金で支払うものとします。振り込みの場合の振込手数料は、利用者の負担とします。

(利用の中止、変更、追加)

第8条

- 1 利用者は、正当な理由なく居宅介護等サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載したキャンセル料がかかります。
- 2 事業者は、居宅介護等サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1週間前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 3 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
- 4 利用者は、利用料の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。

(安全配慮義務)

第 9 条

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

(個人情報保護及び秘密事項の保持)

第 10 条

- 1 事業者は、居宅介護等サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する個人情報及び秘密事項を正当な理由なく第三者に漏洩または開示しません。なお、本項の定めは、本契約の終了した後も継続するものとします。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(ヘルパーの禁止行為)

第 11 条 ヘルパーは、利用者に対する居宅介護等サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者またはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- (3) 利用者の家族等に対する居宅介護等サービスの提供
- (4) その他、ヘルパーとして不適切な行為

(損害賠償責任)

第 12 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者またはその家族等に生じた損害について、その責任の範囲内において賠償責任を負います。

(中途解約・解除)

第 13 条

- 1 利用者は、本契約を契約有効期間中において解約する場合には、少なくとも 1 週間の予告期間において、事業者文書により通知するものとします。ただし、利用者の病状急変による入院等やむを得ない事由による場合には、1 週間以内の通知をもって本契約を中途解約することができるものとします。
- 2 事業者は、やむを得ない事由により、本契約を契約有効期間中において解約する場合には、少なくとも 1 か月間の予告期間において、利用者に対しその理由を明示した文書による通知を行った上で、本契約を中途解約することができます。ただしこの場合、事業者は、利用者に対し他の居宅介護等サービス事業者を紹介するなど、利用者の居宅介護等サービスの利用に支障が生じないよう配慮するものとします。

- 3 利用者は、次の各号の一に該当する場合、事業者に対し文書により通知した上で、即座に本契約を解除することができます。
- (1) 事業者が正当な理由もなくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が第9条に定める安全配慮義務を怠った場合
 - (3) 事業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - (4) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (5) 事業者が倒産したとき
 - (6) 事業者が、居宅介護等サービス事業者指定取り消し等の行政処分を受けたとき
- 4 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、利用者に対し文書により通知した上で、即座に本契約を解除することができます。
- (1) 利用者が利用料の支払いを2か月以上遅延し、かつ相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、支払いに応じない場合
 - (2) 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい事態を生じさせた場合
 - (3) 利用者またはその家族等が社会通念を逸脱した行為をしたことにより、事業者またはその従事者が重大な不利益を被った場合

(契約の終了)

第14条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (4) 第13条に基づき本契約が解約または解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合(ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

(苦情・相談対応)

第15条

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情・相談受付窓口にて苦情・相談を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された行政機関に苦情・相談を申し立てることもできます。

(緊急時等の対応)

第16条 事業者は、居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状急変等による緊急事態が生じた場合には、必要に応じ主治医に連絡するなど必要な措置を講じます。

(協議事項)

第17条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(合意管轄裁判所)

第18条 利用者及び事業者は、本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに合意します。

(社会情勢及び天災)

第19条

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会の秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

この契約の成立を証するため本証2通作成し、利用者事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業者

住所 大阪府吹田市岸部北2丁目16-11 マンションコメント214

事業者名（法人） 株式会社陽なた

事業所名 訪問介護 ピース大阪

代表者名 代表取締役 原野 智彰

利用者

住所

氏名

署名代行者

住所

氏名

代理人（選任した場合）

住所

氏名

